

守山市地域包括支援センター運営方針の改訂について

1 運営方針策定の趣旨

地域包括支援センターの運営については、現在、南部圏域および北部圏域を社会福祉法人慈恵会に、中部圏域を社会福祉法人守山市社会福祉協議会に業務委託している。

地域包括支援センターの業務委託にあたっては、介護保険法第115条の47第1項に基づき、市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができることされており、本市においても地域包括支援センター運営方針を策定している。

現行の地域包括支援センター運営方針が令和6年3月末をもって期限を迎えるなか、今回、新たに地域包括支援センター運営方針を策定する。

2 運営方針

「守山市地域包括支援センター運営方針」(案)：別添1のとおり

3 運営方針の期間

令和6年4月から令和10年3月まで(令和6年3月策定)(契約期間)

4 法令等の根拠

- (1) 介護保険法第115条の47
- (2) 介護保険法施行規則第140条の67の2第1項

5 概要

- (1) 趣旨
- (2) 地域包括支援センターの設置目的
- (3) 地域包括支援センターの役割および運営
- (4) 地域包括支援センターの体制
- (5) 地域包括支援センターの運営上の重要な視点
- (6) 包括的支援事業の充実
- (7) 総合事業
- (8) その他の施策
- (9) 第9期守山市高齢者福祉計画・介護保険計画「守山いきいきプラン2024」に基づく重点的な取組(R6～R8)

6 現行の運営方針からの主な変更点

現行の運営方針の考え方を基本とし、令和5年5月策定の地域包括支援センター機能強化方針に合わせて改訂する。

ページ	項目	変更点
P 2	4 圏域センターの体制について	・機能強化方針に合わせて、認知症地域支援推進員・事務員を含む7名の職員体制とする旨、追記。
P 3	5 (2)公正かつ中立な運営の視点	・囲い込み防止マニュアルとして別立てにするのではなく、マニュアルの内容を入れ込み、市民から囲い込みに関し疑義が生じないよう公正かつ中立な業務を行うという表現に変更。
P 4	5 (8)自立支援のあり方についての視点	・自立の定義について、令和4年度に策定した『守山市ケアマネジメントに関する基本方針』に基づき内容を変更。
P 7	6 (7)認知症総合支援事業	・令和5年6月に制定された『共生社会の実現を推進するための認知症対策基本法』、本人と家族への一体的な支援およびチームオレンジの取り組みを追記。
P 9	7 総合事業について	・保健事業と介護予防の一体的な実施事業の取り組み等、現状実施している介護予防事業について追記。
P 10	9 第9守山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「守山いきいきプラン2024」に基づく重点的な取組（市全体）	・第8期計画から第9期計画の重点取組へ内容を変更予定。